⑼　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　略］

ｄ　当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［略］

［⑽～⑶⑺　略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】⑷　名称

（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準に

⑼　経営上の重要な契約等

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｅ　［同左］

［⑽～⑶⑺　同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】⑷　名称

（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　同左］

⑸　主要な経営指標等の推移

ａ　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準に